

※ 福山市の不妊治療費助成事業には、一般不妊治療費助成、生殖補助医療費助成があり、それぞれ書類が異なりますのでご注意ください。

● 広島県が行う不妊検査等の助成制度もあります。（詳細は、4ページ参照）

一般

2026年度
(令和8年度)

福山市一般不妊治療費助成事業のご案内

《助成対象》2026年1月1日から2026年12月31日までの医療機関等への自己負担分

《申請期限》2027年3月31日まで

1 助成を受けることができる人

次の要件をすべて満たす人です。

- (1) 一般不妊治療の治療開始日に、夫婦であること（事実婚も対象とする）。
- (2) 申請日（福山市が申請書等を受け取った日）に、夫婦（またはどちらか一人）が福山市内に住所を有していること。
- (3) 広島県を除く他の自治体から同様の補助を受けていない。
 - ※ 2026年度から年齢制限はありません。
 - ※ 治療開始日の妻の年齢及び広島県不妊治療費助成（以下、県助成という。）の申請状況により助成限度額が変わります。
 - ※ 生殖補助医療費助成を受けた人でも申請可能です。

2 対象治療

一般不妊治療（体外受精及び顕微授精を除く不妊治療）

例：タイミング療法、人工授精、薬物療法、男性不妊治療 等

- ※ 医療保険適用の有無は問いません。
- ※ 治療開始後に、治療の一環として行われる検査も対象です。
- ※ 男性不妊治療は、生殖補助医療費助成事業と重複した申請はできません。
- ※ 国内の医療機関で受けた治療が対象です。

3 助成対象期間

助成を受けた一般不妊治療の最初の診療日の属する月から起算して2年間(24か月)です。

- (例) 助成を受けた一般不妊治療の最初の診療日が2026年3月6日の場合
助成を受けた一般不妊治療の最初の診療日の属する月 ⇒ 2026年3月
助成対象期間 ⇒ 2026年3月から2028年2月まで

助成対象期間（2年間〈24か月〉）を超えた申請分は助成の対象になりません。

ただし、次の（1）の場合は助成対象期間のリセット、（2）の場合は助成対象期間の延長ができます。

- (1) 一般不妊治療費助成金の交付を受けた夫婦が助成対象期間中の治療に基づき妊娠した場合。

※ 申出書の提出が必要ですので、申請前に健康推進課へご連絡ください。

- (2) 医師の診断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合。

助成対象期間である2年間（24か月）から当該中断期間の日数を延長することができます。

※ 診断書の提出が必要です。

《申請・問合せ・郵送先》
福山市
健康推進課

【住所】〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11番22号
福山すこやかセンター6階
【電話番号】084-928-3421 【FAX】084-928-1143
【受付時間】月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15

4 助成額 と 助成額の考え方

(1) 助成額は、1年間（1月～12月）の自己負担額の2分の1の額です。

※千円未満の端数は切り捨てます。

(2) 助成額には、次のとおり上限があります。

①治療開始日における妻の年齢が**35歳未満**かつ**県助成（一般不妊治療助成）を併用できる場合**
 （県助成を申請予定又は申請中等の状況で、県助成を受けることができる場合）

夫婦1組あたり1年に2万5千円まで。（助成対象期間2年間で5万円まで）

(例) 初めて助成を受けた申請の最初の診療日が、2026年3月の場合

区分			1年度目	2年度目	3年度目	助成対象期間 2年(24か月)の 助成額合計
			2026年3月～12月に 医療機関等へ支払ったもの	2027年1月～12月に 医療機関等へ支払ったもの	2028年1月～2月に 医療機関等へ支払ったもの	
治療開始日 における 妻の年齢が 35歳未満の場合	助成額 2026年度～	例1	2万5千円	2万5千円	助成対象外	5万円
		例2	2万円	2万5千円	5千円 まで助成	5万円
		例3	5千円	5千円	2万5千円 まで助成	3万5千円

例1：助成額が、1年度目・2年度目でそれぞれの年度の助成限度額に達しているため、3年度目は**助成なし**。

例2：助成額が、2年度目で合計4万5千円（2万円+2万5千円）に達しているため、3年度目は5千円
（5万円－4万5千円）までとなる。

例3：助成額が、2年度目で合計1万円（5千円+5千円）で、5万円との差額は4万円であるが、
 1年間の助成限度額は2万5千円なので、3年度目は2万5千円までとなる。

②治療開始日における妻の年齢が**35歳未満**かつ**県助成（一般不妊治療助成）を併用できない場合**
 （過去に県助成を受けており、広島県の不妊検査・一般不妊治療費助成決定通知書（写し可）や同助成申請
 に係る証明書（写し可）等資料の提出ができる場合）

夫婦1組あたり1年に5万円まで。（助成対象期間2年間で10万円まで）

(例) 初めて助成を受けた申請の最初の診療日が、2026年3月の場合

区分			1年度目	2年度目	3年度目	助成対象期間 2年(24か月)の 助成額合計
			2026年3月～12月に 医療機関等へ支払ったもの	2027年1月～12月に 医療機関等へ支払ったもの	2028年1月～2月に 医療機関等へ支払ったもの	
治療開始日 における 妻の年齢が 35歳未満の場合	助成額 2026年度～	例1	5万円	5万円	助成対象外	10万円
		例2	2万円	5万円	3万円 まで助成	10万円
		例3	1万円	1万円	5万円 まで助成	7万円

例1：助成額が、1年度目・2年度目でそれぞれの年度の助成限度額に達しているため、3年度目は**助成なし**。

例2：助成額が、2年度目で合計7万円（2万円+5万円）に達しているため、3年度目は3万円
（10万円－7万円）までとなる。

例3：助成額が、2年度目で合計2万円（1万円+1万円）で、10万円との差額は8万円であるが、
 1年間の助成限度額は5万円なので、3年度目は5万円までとなる。

③治療開始日における妻の年齢が35歳以上の場合

夫婦1組あたり1年に5万円まで。（助成対象期間2年間で10万円まで）

（例）初めて助成を受けた申請の最初の診療日が、2026年3月の場合

区分		1年度目		2年度目		3年度目		助成対象期間 2年(24か月)の 助成額合計
		2026年3月～12月に 医療機関等へ支払ったもの		2027年1月～12月に 医療機関等へ支払ったもの		2028年1月～2月に 医療機関等へ支払ったもの		
治療開始日 における 妻の年齢が 35歳以上の場合	従来の助成額	2万5千円		2万5千円		助成対象外		5万円
	助成額 2026年度～	例1	5万円	5万円	助成対象外		10万円	
		例2	2万円	5万円	3万円まで助成		10万円	
		例3	1万円	1万円	5万円まで助成		7万円	

例1：助成額が、1年度目・2年度目でそれぞれの年度の助成限度額に達しているため、3年度目は助成なし。

例2：助成額が、2年度目で合計7万円（2万円+5万円）に達しているため、3年度目は3万円（10万円-7万円）までとなる。

例3：助成額が、2年度目で合計2万円（1万円+1万円）で、10万円との差額は8万円であるが、1年間の助成限度額は5万円なので、3年度目は5万円までとなる。

※経過措置について・・・

2025年12月31日以前に助成決定を受けており、2026年1月1日以降も継続して治療を受けている夫婦については、2026年1月1日以降の治療に対し、夫婦1組当たり1年に5万円、助成対象期間2年間に於いて、7万5千円を助成します。

（例）初めて助成を受けた申請の最初の診療日が、2025年3月の場合

区分		1年度目		2年度目		3年度目		助成対象期間 2年(24か月)の 助成額合計
		2025年3月～12月に 医療機関等へ支払ったもの		2026年1月～12月に 医療機関等へ支払ったもの		2027年1月～2月に 医療機関等へ支払ったもの		
治療開始日 における 妻の年齢が 35歳以上の場合	助成額	例1	2万5千円	5万円	助成対象外		7万5千円	
		例2	1万円	5万円	1万5千円まで助成		7万5千円	

例1：助成額が、1年度目・2年度目でそれぞれの年度の助成限度額に達しているため、3年度目は助成なし。
（2026年1月1日以降の治療については、1年に5万円が助成限度額になる。）

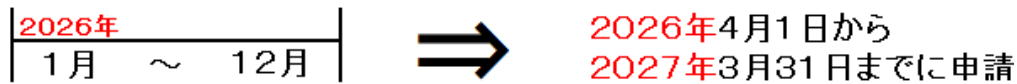
例2：助成額が、2年度目で合計6万円（1万円+5万円）で、3年度目は1万5千円（7万5千円-6万円）までとなる。

◎ 留意点

- ア 福山市一般不妊治療費助成申請に係る証明書の「院外処方の有無」が「有」の場合は、薬局が発行する領収書等（写し可）の添付があれば、院外処方に要した費用も対象となります。
- イ 複数の医療機関を受診した場合、その医療費（調剤費を含む）を合算できます。
この場合、福山市一般不妊治療費助成申請に係る証明書は、医療機関ごとに必要です。
- ウ 文書料、入院費、食事代等の治療に直接関係のない費用は対象になりません。

5 申請期限

- (1) 2026年1月1日から2026年12月31日までの医療機関等への自己負担分
(医療機関等へ支払った医療費(調剤費を含む))

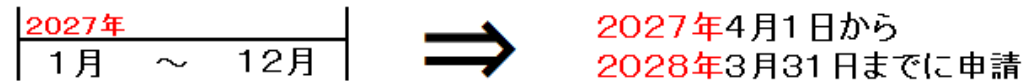


但し、次のいずれかに該当する場合は、(申請期限内に)早めに申請してください。

ア 一般不妊治療を終了し、それ以後一般不妊治療を行う予定がない場合。

イ 市外へ転出することにより、申請時に夫婦ともに福山市に住所を有さなくなる場合。
(市外へ転出する前に申請してください。)

- (2) 2027年1月1日から2027年12月31日までの医療機関等への自己負担分
(医療機関等へ支払った医療費(調剤費を含む))



6 申請手続き

- (1) 申請書類等

① 福山市一般不妊治療費助成申請書	・記入例を参考に、記入してください。
② 福山市一般不妊治療費助成申請に係る証明書	・治療を行った医療機関に証明書を提出し、記入を依頼してください。 ・医療機関が複数ある場合は、医療機関ごとに必要です。
③ 支払相手方登録依頼書	・助成金の振込先口座を登録する書類です。 ・既に登録をされている方は、登録情報に変更がない限り提出不要です。
④ 広島県の不妊検査・一般不妊治療費助成決定通知書(写し可)	・4の(2)②「治療開始日における妻の年齢が35歳未満かつ県助成(一般不妊治療助成)を併用できない場合」の申請には、④・⑤の提出が必要です。
⑤ 広島県の不妊検査・一般不妊治療費助成申請に係る証明書(写し可)	

ア 夫婦が別世帯の場合や、治療開始日に福山市に住民票がない場合は、戸籍(全部事項証明書)を添付してください。

イ 福山市一般不妊治療費助成申請に係る証明書の「院外処方の有無」が「有」の場合は、薬局が発行する領収書等(写し可)の添付があれば、院外処方に要した費用も対象となります。

ウ 事実婚関係にある夫婦の場合は、両人の戸籍(全部事項証明書)、事実婚関係に関する申立書を添付してください(※申立書が必要な場合は、健康推進課へご連絡ください)。

※ ア・ウの戸籍(全部事項証明書)は、申請日から6か月以内に発行されたものが対象です。

※ 申請者の状況に応じ、追加で書類の提出を求める場合があります。

- (2) 書類の入手方法

福山市健康推進課の窓口で配布しているほか、福山市ホームページからもダウンロードできます。また、希望により郵送も可能です。

で検索

- (3) 書類の提出について

福山市健康推進課の窓口へ直接提出するか、郵送してください。(※消印有効)

7 助成の決定

申請書受理日から2か月程度で、結果を郵送で通知します。

助成することを決定した場合は、結果の通知と同時期に、指定の口座に助成金を振込みます。

8 その他

- 広島県では、夫婦が共に不妊検査や一般不妊治療(タイミング療法や人工授精等)を受けた場合の費用の一部を助成する、「広島県不妊検査費等助成事業」を行っています。詳しくは、広島県のホームページまたは広島県子供未来応援課(082-513-3171)までお問い合わせください。

で検索